

福岡県公報

平成17年10月19日
第2450号

目次

告示(第1953号-第1978号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(治山課)	4
○建設業法に基づく建設業の許可の取消し	(建築指導課)	5
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(商業・地域経済課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	5
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	6
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農地計画課)	7
○土地改良区の清算人の就任	(農地計画課)	8
○土地改良区の清算人の退任	(農地計画課)	9
○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基		

づく指定地方公共機関の指定	(消防防災安全課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	9
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	10
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	10
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	11
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課)	11

公告

○平成17年度福岡県准看護師試験の実施	(医療指導課)	12
選挙管理委員会		
○政治団体の設立届	(地方課)	13
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課)	14
○政治団体の解散届	(地方課)	16
○資金管理団体の指定届	(地方課)	16
○資金管理団体の異動の届出	(地方課)	17
○資金管理団体の指定の取消等の届出	(地方課)	18

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会の開催	(警察本部生活安全総務課)	18
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会の開催	(警察本部生活安全総務課)	19

告示

福岡県告示第1953号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和52年11月29日福岡県告示第1709号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1954号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年11月24日福岡県告示第1751号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1955号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2

の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年9月10日福岡県告示第1382号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び志摩町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1956号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和56年11月24日福岡県告示第1753号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のおりとする。

(「次のおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1957号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年9月29日福岡県告示第1472号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び大牟田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1958号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和56年6月23日福岡県告示第938号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1959号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和57年4月28日福岡県告示第638号の2

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1960号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年11月29日福岡県告示第1996号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び太宰府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1961号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年11月29日福岡県告示第1995号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1962号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和62年12月1日福岡県告示第1811号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課並びに豊前市役所及び犀川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1963号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年11月1日福岡県告示第1889号

- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び杷木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1964号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月27日福岡県告示第1597号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1965号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 処分をした年月日
平成17年10月6日
- 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
株式会社サンケン	北九州市小倉北区西港町91-12	加藤 登美子	平成15年11月30日 福岡県知事許可（般・特-15） 第92106号

- 処分の内容
土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る特定建設業並びに管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

株式会社サンケンは、毎営業年度終了後に提出する工事経歴書に虚偽の記載をして提出し、また、建設業の許可更新申請書及び経営規模等評価申請書に添付する工事経歴書に虚偽の記載をして提出したとして、建設業法違反により、平成17年9月1日に福岡地方裁判所小倉支部において、罰金80万円に処せられ、その刑が確定している。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

福岡県告示第1966号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部商業・地域経済課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 届出年月日
平成17年9月30日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 西友那珂川店
 - 所在地 福岡県筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 駐車場の自動車の出入口の位置

変更前	変更後
筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地	筑紫郡那珂川町中原三丁目122番地

福岡県告示第1967号

宮田町鶴田土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
能見正夫	鞍手郡宮田町大字鶴田1393番地1
瓜生國雄	〃 〃 大字鶴田1042番地
岩崎英彦	〃 〃 大字鶴田1211番地
林 巖	〃 〃 大字鶴田189番地
林久芳	〃 〃 大字鶴田256番地2
岩崎重一	〃 〃 大字鶴田890番地
綱分信行	〃 〃 大字鶴田630番地
占部恒利	〃 〃 大字鶴田1036番地1
山本正治	〃 〃 大字鶴田1087番地1
山本高弘	〃 〃 大字鶴田1194番地
小石廣一	〃 〃 大字鶴田1391番地1
田代清巳	〃 〃 大字鶴田1352番地1
佐野明孝	〃 〃 大字磯光247番地
吉村正吉	〃 〃 大字磯光807番地1
岸田芳市	〃 〃 大字龍徳193番地3
林文雄	〃 小竹町大字新山崎434番地

2 退任監事

氏 名	住 所
吉田隆次	鞍手郡宮田町大字鶴田903番地
酒井 穰	〃 〃 大字鶴田1276番地
中村直史	〃 〃 大字鶴田981番地1

3 就任理事

氏 名	住 所

能見正夫	鞍手郡宮田町大字鶴田1393番地1
瓜生國雄	〃 〃 大字鶴田1042番地
林 巖	〃 〃 大字鶴田189番地
林久芳	〃 〃 大字鶴田256番地2
岩崎重一	〃 〃 大字鶴田890番地
綱分信行	〃 〃 大字鶴田630番地
山本正治	〃 〃 大字鶴田1087番地1
山本高弘	〃 〃 大字鶴田1194番地
小石廣一	〃 〃 大字鶴田1391番地1
佐野明孝	〃 〃 大字磯光247番地
吉村正吉	〃 〃 大字磯光807番地1
林文雄	〃 小竹町大字新山崎434番地

4 就任監事

氏 名	住 所
吉田隆次	鞍手郡宮田町大字鶴田903番地
酒井 穰	〃 〃 大字鶴田1276番地
中村直史	〃 〃 大字鶴田981番地1

福岡県告示第1968号

鹿毛馬土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏 名	住 所
安藤成雄	嘉穂郡穎田町大字鹿毛馬1407番地
安藤優之	〃 〃 大字鹿毛馬1820番地

渡邊春生	〃	〃	大字鹿毛馬89番地
森壽男	〃	〃	大字鹿毛馬100番地1
安藤善躬	〃	〃	大字鹿毛馬1281番地1
渡邊行由	〃	〃	大字鹿毛馬252番地1
渡邊保登	〃	〃	大字鹿毛馬79番地
安藤富生	〃	〃	大字鹿毛馬1074番地1
安藤勝義	〃	〃	大字鹿毛馬1819番地2
大塚喜代隆	〃	〃	大字勢田741番地
仲西久義	〃	〃	大字鹿毛馬875番地
白石俊二	〃	〃	大字鹿毛馬855番地
白土忠喜	〃	〃	大字鹿毛馬1786番地
梅田秀俊	〃	〃	大字鹿毛馬862番地
田齊隆志	〃	〃	大字勢田703番地3
森田輝己	〃	〃	大字鹿毛馬1390番地

2 退任監事

氏名	住 所
安藤初美	嘉穂郡潁田町大字鹿毛馬1787番地1
白石記平	〃 〃 大字鹿毛馬768番地1
梅田好孝	〃 〃 大字鹿毛馬1237番地

3 就任理事

氏名	住 所
安藤成雄	嘉穂郡潁田町大字鹿毛馬1407番地
安藤優之	〃 〃 大字鹿毛馬1820番地
渡邊春生	〃 〃 大字鹿毛馬89番地
安藤善躬	〃 〃 大字鹿毛馬1281番地1
渡邊保登	〃 〃 大字鹿毛馬79番地
安藤富生	〃 〃 大字鹿毛馬1074番地1

安藤勝義	〃	〃	大字鹿毛馬1819番地2
大塚喜代隆	〃	〃	大字勢田741番地
仲西久義	〃	〃	大字鹿毛馬875番地
白石俊二	〃	〃	大字鹿毛馬855番地
白土忠喜	〃	〃	大字鹿毛馬1786番地
梅田秀俊	〃	〃	大字鹿毛馬862番地
田齊隆志	〃	〃	大字勢田703番地3
森田輝己	〃	〃	大字鹿毛馬1390番地
梅田岩夫	〃	〃	大字鹿毛馬260番地
今福和彦	〃	〃	大字鹿毛馬266番地1

4 就任監事

氏名	住 所
安藤初美	嘉穂郡潁田町大字鹿毛馬1787番地1
白石記平	〃 〃 大字鹿毛馬768番地1
梅田好孝	〃 〃 大字鹿毛馬1237番地

福岡県告示第1969号

広川土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 退任理事

氏名	住 所
渡邊了	八女郡広川町大字一條765番地3
中島要	〃 〃 大字一條882番地
野口重利	〃 〃 大字一條703番地
緒方駿一郎	〃 〃 大字藤田1014番地

馬場春行	〃	〃	大字広川2168番地
熊添林岱	〃	〃	大字広川1723番地
野田昭幸	〃	〃	大字広川1711番地
田中茂徳	〃	〃	大字広川1012番地
鶴元官	〃	〃	大字太田1268番地
弓削勝一	〃	〃	大字太田1255番地
弓削信雄	〃	〃	大字太田508番地1
藤島貞雄	〃	〃	大字川上531番地
馬場壽	〃	〃	大字久泉5番地
末安忠男	〃	〃	大字新代2056番地
丸山道雄	〃	〃	大字日吉247番地1
小林昭洋	〃	〃	大字長延49番地
中村祥隆	〃	〃	大字吉常123番地2
野中武	〃	〃	大字水原315番地

2 退任監事

氏名	住所
緒方久幸	八女郡広川町大字藤田361番地
中島務	〃 〃 大字川上91番地

3 就任理事

氏名	住所
渡邊了	八女郡広川町大字一條765番地3
中島要	〃 〃 大字一條882番地
野口重利	〃 〃 大字一條703番地
緒方久幸	〃 〃 大字藤田361番地
山下武敏	〃 〃 大字広川2272番地
熊添林岱	〃 〃 大字広川1723番地
野田昭幸	〃 〃 大字広川1711番地

田中茂徳	〃	〃	大字広川1257番地3
鶴正成	〃	〃	大字太田1017番地3
大石義勝	〃	〃	大字太田1327番地
久保田寛喜	〃	〃	大字新代399番地
藤島貞雄	〃	〃	大字川上531番地
馬場壽	〃	〃	大字久泉5番地
末安忠男	〃	〃	大字新代2056番地
丸山道雄	〃	〃	大字日吉247番地1
小林昭洋	〃	〃	大字長延49番地
中村祥隆	〃	〃	大字吉常123番地2
野中武	〃	〃	大字水原315番地

4 就任監事

氏名	住所
弓削敬一	八女郡広川町大字太田1300番地4
中島務	〃 〃 大字川上91番地

福岡県告示第1970号

解散した清算法人上有木土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	住所
長濱守	鞍手郡宮田町大字上有木736番地
古野克己	〃 〃 大字上有木1615番地
光安直幸	〃 〃 大字上有木953番地
有吉義喜	〃 〃 大字上有木479番地

福岡県告示第1971号

解散した清算法人北野東部土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
堀 田 作 三	久留米市北野町赤司1507番地
厨 章	〃 〃 中川355番地 2
中 原 明	三井郡大刀洗町大字中川2096番地 3
井 口 力 男	久留米市北野町中川486番地
鹿 毛 嘉 夫	〃 〃 中川1892番地
田 村 國 男	〃 〃 中川777番地 1
井 上 忠 次	〃 〃 八重亀655番地 1
稲 益 汀	〃 〃 金島985番地
馬 場 文 男	〃 〃 金島168番地
辻 秀 博	〃 〃 稲数144番地
古 賀 仁 吾	〃 〃 金島1961番地
高 松 繁 伸	〃 〃 乙丸69番地
山 口 常 博	〃 〃 赤司1585番地
光 安 章 夫	〃 〃 赤司1899番地 1
南 島 康 之	〃 〃 赤司1922番地 1
光 安 勝 憲	〃 〃 赤司1967番地 1
猪 口 鉄 雄	〃 〃 陣屋297番地
四ヶ所 好 幸	三井郡大刀洗町大字西原595番地 1
秋 吉 茂 敬	〃 〃 大字守部773番地

福岡県告示第1972号

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第2項に規定する指定地方公共機関として次のとおり指定する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

九州朝日放送株式会社
株式会社テレビ西日本
株式会社福岡放送
株式会社ティー・ヴィー・キュー九州放送
株式会社エフエム福岡
株式会社エフエム九州
株式会社九州国際エフエム

福岡県告示第1973号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年 9 月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人福岡県浄化槽水質検査協会
 - (2) 代表者の氏名
松本 忠靖
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県嘉穂郡穂波町大字堀池170番地
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、浄化槽の製造、設置工事、管理、清掃業務に携わってきた経験を基に、浄化槽に関する正しい知識の普及に努めると同時に、製造、管理、清掃技術の向上のための研究並びに適正な工事の促進を図ることによって、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1974号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年9月28日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人トライアングル子育て支援なかかわ
- (2) 代表者の氏名
穂坂 俊一
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県春日市昇町七丁目18番地
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後等における保育が必要とされる児童に対し、集団生活の中で適切な生活及び遊びの場を与える事業を行うとともに、保護者に対して子育てに関する支援事業等を行い、那珂川町の各小学校との連絡を密にとり児童の育成を図るとともに、地域住民との協力事業等に積極的に参加し子どもたちと地域住民との交流を深め、世代を超えたすべての人が幸せにくらせる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1975号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年9月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人オアシス広川
- (2) 代表者の氏名
大橋 博文
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県八女郡広川町大字久泉402番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民が主体となって、子育てに関する事業、高齢者及び女性の就労支援に関する事業を行い、地域社会に対して子どもの健全育成をはかり、高齢者及び女性の雇用機会を拡充し、経済の活性化とともに、まちづくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1976号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成17年9月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
特定非営利活動法人北九州市レクリエーション協会

(2) 代表者の氏名
末次 廣

(3) 主たる事務所の所在地
福岡県北九州市小倉北区三萩野三丁目3番1号

(4) 定款に記載された目的

(旧) この法人は、北九州市とその周辺市町村住民に対して、福祉の増進、文化芸術の振興、生涯学習やスポーツの振興、まちづくりの推進、環境保全活動、青少年教育の推進等に役立つレクリエーション活動の普及につとめ、市町村民が心身共に健康で生き甲斐ある人生を送れるよう、真に豊かな生活の形成と地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(新) この法人は、北九州市とその周辺市町村住民に対して、福祉の増進、社会教育の推進、文化芸術の振興、生涯学習やスポーツの振興、まちづくりの推進、環境保全活動、青少年教育の推進等に役立つレクリエーション活動の普及につとめ、市町村民が心身共に健康で生き甲斐ある人生を送れるよう、真に豊かな生活の形成と地域社会づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第1977号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

大川市大字酒見字早馬235・236合併、及び238-1、大字上巻字栗原355から360まで、360-2、361、362、363-2、364-1、374-2、376-1、377、378、378-2から378-4まで、378-10及び378-11、並びに大字郷原字岩井手497-1、497-4、497-5、498から501まで、501-2並びに字走越505-1、529-3及び505-5及び道路・水路である市有地の一部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市若松区本町2丁目7-11
株式会社 円玖 代表取締役 坂本 龍夫

福岡県告示第1978号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 (1) 解除予定保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

ダム用地とするため

2 (1) 解除予定保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

林道用地とするため

3 (1) 解除予定保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

平成17年度福岡県准看護師試験を次のように実施する。

平成17年10月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成18年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成18年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成18年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成18年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者
- (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者のうち、(5)に該当しない者で、都道府県知事が(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

2 試験

(1) 方法

試験は、筆記試験とし、試験科目は、人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護とす

る。

(2) 日時

平成18年2月17日（金曜日）午後1時30分から午後4時までとする。なお、試験の説明を午後1時から行う。

(3) 場所

太宰府市五条3丁目11番25号
第一経済大学

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験手続

ア 試験を受けようとする者は、次の書類等に受験申込手数料6,900円を添えて、県内に住所地を有する者は、当該住所地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健所（ただし、北九州市にあっては、小倉北区以外は各区役所、福岡市にあっては各区保健福祉センターとする。）へ、県外に住所地を有する者は、直接福岡県保健福祉部医療指導課（郵便番号812-8577 福岡市博多区東公園7番7号。以下「医療指導課」という。）へ提出すること。

(ア) 受験願書

(イ) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した、縦6センチメートル、横4センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(ウ) 受験資格を有することを証明する書類

イ 受験願書の用紙は、医療指導課で交付する。郵便によって受験願書の用紙を請求する場合は、あて先及び郵便番号を明記して所定の切手をはった返信用封筒を必ず同封すること。

ウ 受験申込手数料6,900円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験申込手数料は、申込受付後に申込みを取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって受験を申し込む場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 受験申込みの受付期間は、平成18年1月5日（木曜日）から同月12日（木曜日）までとする。

イ 郵便による受験申込みは、平成18年1月12日までの消印があるものに限り受け付ける。

(3) 受験票の交付

受験票は、原則として養成所（学校）長を経由して交付する。

4 合格者の発表及び合格証書の交付

(1) 合格者の発表は、平成18年3月15日（水曜日）午前10時に医療指導課に受験番号を掲示して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、合格証書を交付する。

5 その他

受験手続その他の問い合わせは、医療指導課に対して行うこと。ただし、電話による試験結果の問い合わせには応じない。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第126号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づく政治団体から政治団体設立届が提出されたので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

受付期間 平成17年8月1日～8月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
自由民主党うきは市支部	家永重信	諫山勝	うきは市吉井町千年478-2	平成17年8月18日

(1団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いなとみ修二後援会	稲富修二	高野みどり	福岡市博多区千代4丁目29-50エルビービル3F	平成17年8月16日
市民派・北ばたけ猛後援会	北島猛	久家英明	前原市前原中央2丁目3-5盛永ビル1階	平成17年8月31日
下田淳一後援会	下田淳一	大畑栄治	筑紫野市紫6丁目22-29	平成17年8月12日
新生福智会（浦田弘二後援会）	久原昭治	長崎三夫	田川郡赤池町大字赤池244-5	平成17年8月3日
大日本建國協議会	高木豊	佐藤哲也	福津市西福岡1丁目22-2	平成17年8月16日
なかや大介後援会	中屋大介	中屋啓治	福岡市博多区千代4丁目29-50エルビービル3F	平成17年8月16日

西村健志郎後援会	西村健志郎	永元律夫	福岡市南区野間3丁目2-1	平成17年8月22日
本田光後援会	高口政生	池田尊杷	糟屋郡久山町大字山田254-6	平成17年8月15日
宮原由光後援会	宮原由光	宮原由光	山田市大字下山田439	平成17年8月25日
やすなり恵子後援会	高崎幸江	新原美枝子	大野城市南ヶ丘5丁目12-3	平成17年8月25日
わかばの会	赤井田八千代	松崎百合子	大野城市大城1丁目15-14	平成17年8月11日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第127号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

示する。

平成17年10月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年8月1日～8月31日

(政党の支部)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
自由民主党福岡県第一選挙区支部	代表者	遠藤宣彦	富永泰輔	平成17年8月22日	平成17年8月23日
自由民主党福岡県第六選挙区支部	代表者	鳩山邦夫	荒巻隆三	平成17年8月13日	平成17年8月15日
自由民主党福岡県土地改良支部	代表者	野瀬清	今福円次	平成17年7月20日	平成17年8月11日
民主党福岡県参議院選挙区第2総支部	主たる事務所の所在地	福岡市博多区博多駅前3丁目19-14ビエスビル博多7階E号	福岡市博多区博多駅前3丁目22-17人参ビル202号	平成17年8月1日	平成17年8月3日
民主党福岡県第11区総支部	主たる事務所の所在地	行橋市行事4丁目1-1	田川市大字川宮927-1	平成17年8月16日	平成17年8月22日
	代表者	稲富修二	北山隆之		
	会計責任者	高野みどり	松崎裕治		
民主党福岡県第7区総支部	代表者	中屋大介	細谷治通	平成17年8月16日	平成17年8月22日

(6団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
大久保勉後援会	主たる事務所の所在地	福岡市博多区博多駅前3丁目19-14ビ エスビル博多7階E号	福岡市博多区博多駅前3丁目22-17人 参ビル202号	平成17年8月1日	平成17年8月4日
喝手連	主たる事務所の所在地	大牟田市大字手鎌504-6河野自動車方	大牟田市諏訪町1丁目24小島方	平成17年8月25日	平成17年8月26日
	代 表 者	江 口 康 範	河 野 近		
金融財政改革フォーラム	主たる事務所の所在地	福岡市博多区博多駅前3丁目19-14ビ エスビル博多7階E号	福岡市博多区千代4丁目29-50エルビ ビル3階	平成17年8月1日	平成17年8月3日
佐々木創主後援会	会 計 責 任 者	大 村 喬 志	古 賀 俊 郎	平成17年8月3日	平成17年8月3日
税理士による古賀誠後援会	主たる事務所の所在地	大牟田市藤田町752平橋幸生税理士事務 所内	大牟田市本町6丁目4番地の9梶山税理 士事務所内	平成17年8月8日	平成17年8月16日
	代 表 者	平 橋 幸 生	梶 山 一 彦		
	会 計 責 任 者	長 瀬 哲 夫	村 上 正 敏		
西原正後援会	代 表 者	河 邊 善 則	井 上 義 信	平成17年8月23日	平成17年8月26日
ひとし会	会 計 責 任 者	古 賀 淳	龍 聖 児	平成17年3月1日	平成17年8月26日
福岡県郷友政治連盟	代 表 者	中 野 純 人	有 吉 菅 雄	平成17年4月16日	平成17年8月9日
	会 計 責 任 者	守 田 昭 雄	道 下 富 士 雄		
福岡県土地改良政治連盟	代 表 者	野 瀬 清	今 福 円 次	平成17年7月20日	平成17年8月11日
福岡県農政連遠賀郡支部	会 計 責 任 者	岩 崎 幸 重	安 高 一 夫	平成17年8月18日	平成17年8月30日
ふくおかネットワーク・那珂川	会 計 責 任 者	水 摩 静 香	樋 口 恵 子	平成17年8月1日	平成17年8月1日

三園三次郎後援会	主たる事務所の所在地	うきは市浮羽町浮羽263-1	浮羽郡浮羽町大字浮羽263-1	平成17年3月20日	平成17年8月19日
みぶち英介後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡久山町大字久原1945-4	糟屋郡久山町大字久原1580	平成17年8月8日	平成17年8月10日
みぶち英介後援会	主たる事務所の所在地	糟屋郡久山町大字久原2594-1	糟屋郡久山町大字久原1945-4	平成17年8月8日	平成17年8月18日
門司農政連	団体名称	門司農政連	福岡県農政連門司支部	平成17年8月10日	平成17年8月10日
	主たる事務所の所在地	北九州市門司区吉志1丁目3-11グリーンパル門司内	北九州市門司区吉志1丁目3番11		
	会計責任者	原直樹	柳井信雄		
山崎拓後援会	代表者	川合辰雄	山田勝	平成17年7月21日	平成17年8月9日

(16団体)

福岡県選挙管理委員会告示第128号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体解散届が提出されたので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年8月1日～8月31日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
江上ひとし後援会	平成17年7月30日	平成17年8月26日
熊谷重雄後援会	平成17年7月31日	平成17年8月10日
佐藤あきお後援会	平成17年7月28日	平成17年8月15日
ひとし会	平成17年7月30日	平成17年8月26日

(平成17年法17条2項適用団体)

下田淳一後援会

平成17年8月1日

平成17年8月12日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第129号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成17年10月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年8月1日～8月31日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	届出年月日
稲富修二	衆議院議員	いなとみ修二後援会	福岡市博多区千代4丁目29-50エルビービル3F	稲富修二	平成17年8月16日	平成17年8月16日
下田淳一	筑紫野市議会議員	下田淳一後援会	筑紫野市紫6丁目22-29	下田淳一	平成17年8月1日	平成17年8月12日
中屋大介	衆議院議員	なかや大介後援会	福岡市博多区千代4丁目29-50エルビービル3F	中屋大介	平成17年8月16日	平成17年8月16日
西村健志郎	衆議院議員	西村健志郎後援会	福岡市南区野間3丁目2-1	西村健志郎	平成17年8月20日	平成17年8月22日

(4団体)

福岡県選挙管理委員会告示第130号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定により

次のとおり告示する。

平成17年10月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成17年8月1日～8月31日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
大久保 勉	参議院議員	金融財政改革フォーラム	主たる事務所の所在地	福岡市博多区博多駅前3丁目19-14ビーエスビル博多7階E号	福岡市博多区千代4丁目29-50エルビービル3階	平成17年8月1日	平成17年8月3日
三園 三次郎	うきは市議会議員	三園三次郎後援会	主たる事務所の所在地	うきは市浮羽町浮羽263-1	浮羽郡浮羽町大字浮羽263-1	平成17年3月20日	平成17年8月19日
			公職の種類	うきは市議会議員	浮羽町議会議員		

(2団体)

福岡県選挙管理委員会告示第131号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消等の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり

受付期間 平成17年8月1日～8月31日

法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
下田 淳一	筑紫野市議会議員	(平成17年法17条2項適用団体) 下田 淳一 後援会	下田 淳一	平成17年8月1日	平成17年8月12日

(1団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第205号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成17年10月19日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成17年11月22日（火）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

久留米市東櫛原町1002番地の2 久留米警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

告示する。

平成17年10月19日

福岡県選挙管理委員会委員長 田 辺 俊 明

時間	科目
10：00～15：00	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15：00～16：00	講習結果に対する考査
16：00～17：00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第206号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成17年10月19日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成17年11月11日（金） 13：30～16：30	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
平成17年11月17日（木） 13：30～16：30	福岡市早良区百道1丁目5番15号 西警察署 会議室	西警察署
平成17年11月24日（木） 13：30～16：30	北九州市小倉北区城内5番1号 小倉北警察署 会議室	小倉北警察署
平成17年11月29日（火） 13：30～16：30	久留米市東櫛原町1002番地の2 久留米警察署 会議室	久留米警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。

(5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限り、他警察署の講習会を受講することができる。

(6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
福岡県(総務部行政経営企画課)

販売印刷 福岡市東区箱崎六丁目六番四二号
株式会社 川島弘文社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)